

平成 24 年度入学者選抜試験（B 日程）

既修者認定試験問題【民事訴訟法】／回答のポイント

【問】 次の事例を読み、設問に答えよ。

《事例》 1 Xは、自己所有の不動産をAが代表取締役を務める株式会社Y1 に賃貸していたが、Y1 が賃料を滞納したため、再三にわたり賃料の支払を督促していた。

2 しかし、Y1 からの弁済はなく、結局、XはY1 の賃料不払いを理由として、賃貸借契約を解除する旨通知し、この契約を解除するに至った。

3 その後、Aは、賃料相当額の損害金の支払を免れる意図のもと、Y1 の商号をY2 に変更し、その登記手続を経由した。さらに、Y1 を商号とする新会社を設立した。なお、この新会社の代表取締役はAであり、本店の所在地、営業所、営業目的は旧会社と同一であった。

4 Xは、上記 3 の事情を知らないまま、Y1 を被告として、賃料相当額の損害金の支払を求める訴えを提起した。

■設問 1 この訴訟で、Aが、訴状の被告の欄に記載されているY1 は、Xと賃貸借契約を締結していたY1 とは別個の法人として新たに設立された会社であり、Xが相手方とすべきY1 は、現在Y2 となっているとし、Y1 は債務を負担するものではないと主張した場合、この主張は認められるか。

■設問 2 この訴訟で、Y1 側が欠席したため、Xの請求を認容する判決がなされ、これが確定した場合、この判決の効力はY2 に及ぶか。

.....

■出題の趣旨

民事訴訟における法人格否認の法理の適否。

■回答のポイント

1 設問 1

0. 何が問われているか？ Aの主張は、旧Y1（現Y2）と新Y1 の法人格は別個のものであるから、訴状の被告欄にY1 と表示されたとしても、それは新会社であり、旧Y1 会社（現Y2）の債務の履行を請求されても、これに応ずる理由はないとするもの。かかる主張の当否が問われる。

1. 法人格否認の法理 この場合、1 つには、当事者の確定の場面で、法人格否認の法理を適用し、訴訟手続上、Y1 の法人格を否定して新会社（Y1）と旧会社（現Y2）とを同一の会社とみなすとして考えられる。新旧両会社を 1 つの実体としての会社と把握し、Y1 とY2 とがともに被告であると解する。

ただ、これに関して、判例は……

2. 最判昭和 48. 10. 26 民集 27 巻 9 号 1240 頁／百選 7 「Y1 は、…形式上は旧会社と別異の株式会社の形態をとってはいるけれども、新旧両会社は商号のみならず、その実質が前後同一であり、新会社の設立は、Xに対する旧会社の債務の免脱を目的としてなされた会社制度の

濫用であるというべきであるから、Y1は取引の相手方であるXに対し、信義則上、Y1が旧会社と別異の法人格であることを主張し得ない筋合にあり、したがって、Y1は、…旧会社のXに対する本件…債務につき旧会社と並んで責任を負わなければならないことが明らかである」。

つまり、当事者はY1であるとした上で、新会社（Y1）が旧Y1会社（現Y2）と別の法人格であると主張することは信義則上許されず、新Y1も、旧Y1（現Y2）と共に債務を負担しなければならないとした。そうすると、当事者の確定に際して、法人格を否定し、新旧会社を同一とみなすという理論構成とはいえない。

3. 結論 いずれにしても、Aの主張は容れられないだろう。

2 設問2

0. 何が問われているか？ 訴状の被告はY1と表示されているから、判決の名宛人はY1であり、X勝訴判決の効力はY1に及ぶ。その際、Y2をY1と一体のものと評価すれば、Y1名義の判決の効力がY2に及ぶと解しうるが、かような考え方の当否が問われる。

1. 法人格否認の法理 旧Y1のY2への商号変更ならびに新Y1の設立が、債務の履行を免れる意図に出た場合、法人格の濫用として、その法人格を否認し、Y1と旧Y1（現Y2）とを一体のものと解せば、Y1名義の判決の効力がY2に拡張されることになる。

ただ、これに関して、判例は……

2. 最判昭和53.9.14判時906号88頁／百選89 「新Y1会社の設立が旧Y1会社の債務の支払を免れる意図の下にされたものであり、法人格の濫用と認められる場合には、いわゆる法人格否認の法理によりXは自己と旧会社間の確定判決の内容である損害賠償請求をY2会社に対しすることができるものと解するのが相当である。しかし、この場合においても、権利関係の公権的な確定及びその迅速確実な実現をはかるために手続の明確、安定を重んずる訴訟手続ないし強制執行手続においては、その手続の性格上旧会社に対する判決の既判力及び執行力の範囲をY2会社にまで拡張することは許されない」。

つまり、判決効の主観的範囲の拡張の場面では、法人格否認の法理の適用を否定。

3. 結論 さて、53年判決の理解に従うとしても、Y2が判決効の拡張を受けない第三者である旨の主張をすることは、信義則に反し許されないと解する余地はあろう。

■採点基準

1) 設問1でAの主張の当否を、設問2でY2への判決効の拡張をそれぞれ検討するについて、法人格否認の法理の適否を判例を踏まえて考察し、具体的な結論を導いている場合……◎

2) 法人格否認の法理の問題である点に言及してはいるが、具体的な検討の部分で判例の十分な理解に至らず、あるいは説明不足が窺える場合……○

3) 設問1、設問2の一方についてしか、適切な回答が示されていない場合、または、両設問につき法人格否認への言及はあるものの、判例法理の検討には至っていない場合……△

4) 設問1、設問2のいずれにあっても、法人格否認という着眼点や、判例の理解に至っていない場合……×

5) ◎は75点以上、○は50点以上、△は40点以下、×は20点以下を目安に。